

## 審査メモ

## 1 今回申請された変更について

法人土地・建物基本調査（以下「本調査」という。）について、国土交通省は、今回、以下に掲げる変更を計画している。

**(1) 調査系統及び調査方法の変更**

- ・ 会社以外の法人（国所管以外のもの）について、都道府県による調査票回収を取りやめ、国土交通省において一括して実施
- ・ 報告者に対してこれまで郵送配布していたオンライン回答用のログイン情報について、電子メールによる配布を可能とする変更

**(2) 調査票 A の変更**

- ・ 法人が所有する宅地などについて、前回の平成30年調査の「今後の保有等予定」及び「転換予定」の関連性を踏まえ、「売却等・他の用途への転換予定」として整理統合
- ・ 法人が所有する「工場敷地にある建物」のうち、延べ床面積200㎡未満の建物について、敷地ごとから合算回答に変更及び「工場敷地にある建物」における「建物の有形固定資産額」の削除
- ・ 法人が所有する延べ床面積200㎡以上の建物について、「建物の利用現況」の選択肢に、「工場」及び「貸会議室・シェアオフィス（コワーキングスペース等）」を追加
- ・ 標本設計を一部変更

**(3) 調査票 B の変更**

- ・ 法人の名称欄の削除

**(4) 調査票 C の変更**

- ・ 土地保有・動態調査（一般統計調査）の法人票の調査事項を、本調査（基幹統計調査）の調査票 C において把握

**(5) 公表期日の変更**

- ・ 「保有・動態編」のフロー部分の公表を調査実施翌年の9月から同3月に6か月前倒し

**(1) 調査系統及び調査方法の変更****(変更内容)**

- ・ 会社以外の法人（国所管以外のもの）について、都道府県による調査票回収を取りやめ、国土交通省において一括して実施
- ・ 報告者に対してこれまで郵送配布していたオンライン回答用のログイン情報について、電子メールによる配布を可能とする変更

## (審査状況)

### ア 調査系統

- ・ 本調査の基本的な調査系統は「国土交通省－民間事業者－報告者」であるが、会社以外の法人（国所管以外のもの）の回収に係る系統のみ「報告者－都道府県－民間事業者－国土交通省」となっている。

平成30年調査では、都道府県は、督促、調査票の目視確認、アフターコーディング等を実施していた。

- ・ しかしながら、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされた。上記閣議決定後に実施した都道府県へのヒアリングにおいても、本調査の負担が大きいという意見が多くあった。
- ・ これを受けて、本件申請では、都道府県への実査事務委託を廃止し、国土交通省による一括実施とする計画である。
- ・ 今回の令和5年調査に先立ち、令和3年に実施した事前調査において、国土交通省一括実施としたが、国土交通省は、特段のトラブル等なく、回収率の観点からも問題ないとしている。

### イ 調査方法

- ・ 平成30年調査では、国土交通省が委託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票及び政府統計共同利用システムのオンライン調査回答用のログイン情報を配布していた（調査票の回収については、従前から郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム又は電子メール）による提出が可能）。
- ・ 本件申請では、政府統計共同利用システムにメールアドレスを登録している資本金5億円以上の会社法人については、メールアドレスの有効性を確認した上で、同システムのオンライン調査回答用のログイン情報を電子メールにより送付する計画である。

ウ これらについては、オンライン回答の推進や調査の効率化の観点から、おおむね問題ないと考えますが、変更に伴う影響等について確認する必要がある。

## (論点)

- a 調査系統の変更に関して、都道府県が実施していた業務を国土交通省（又は民間事業者）で実施することにより、これまで都道府県が蓄積してきた調査対象法人の特性等や督促のノウハウの情報提供など、業務の引継ぎ等をどのように行うのか。また、他の統計作成プロセスへの影響や実施体制上の支障はないか。
- b 調査方法の変更に関して、オンライン回答用のログイン情報を電子メールで送付

することによる効果は何か。

一方、(メールアドレス情報から特定の個人を識別できる場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく「個人情報」に該当する可能性があるが、)過去の調査の実施過程で取得したメールアドレスを利用することは、個人情報の保護の観点から問題ないか。また、ログイン情報を電子メールにより送付する際、誤送信の防止など、円滑な調査の実施のためにどのような対策を講ずることとしているのか。

## (2) 調査票Aの変更

### (変更内容)

- ① 法人が所有する宅地などについて、平成30年調査の「今後の保有等予定」及び「転換予定」の関連性を踏まえ、「売却等・他の用途への転換予定」として整理統合
- ② 法人が所有する「工場敷地にある建物」のうち、延べ床面積200㎡未満の建物について、敷地ごとから合算回答に変更及び「工場敷地にある建物」における「建物の有形固定資産額」の削除
- ③ 法人が所有する延べ床面積200㎡以上の建物について、「建物の利用現況」の選択肢に、「工場」及び「貸会議室・シェアオフィス(コワーキングスペース等)」を追加
- ④ 標本設計について、平成30年調査以降に把握した法人の土地保有状況も踏まえて、一部見直し

### (審査状況)

ア 本件申請のうち①～③について、それぞれの変更内容の詳細は、以下のとおりである。

- ① 「今後の保有等予定」及び「転換予定」の関連性を踏まえ、新規の設問「売却等・他の用途への転換予定」として整理統合する。統合した設問では、最初に「売却等又は他の用途への転換予定」の意向を確認した上で、予定時期を確認する方式とし、「【売却等】【他の用途への転換】のいずれも予定していない」という選択肢を追加する。

また、「予定時期」の選択肢については、平成30年調査結果から分析を行った結果、「5年以上」「5年以内」いずれの回答も少数であり、それらを更に細分化して比較することは、あまり意味をなさないものと判断し、「1年以内」「5年以内」「5年以上又は時期を決めていない」とする。

- ② 法人が所有する建物のうち「工場敷地にある建物」については、平成30年調査では、建物の規模の大小を問わず、敷地ごとに詳細な回答を求めていたが、令和5年調査では、延べ床面積200㎡未満の場合には、工場敷地以外の建物と同様に、延べ床面積等を合算記入する方式に変更する。

また、平成30年調査において「工場敷地にある建物」で把握していた「建物の有形固定資産額」を調査事項から削除する。

あわせて、設問の流れについて、平成 30 年調査では工場敷地にある建物か否かによって設問を分岐し、工場敷地にある建物についての回答欄を独立させていたが、令和 5 年調査では、工場敷地にあるか否かにかかわらず、建物の規模のみによって合算回答か個別回答かを振り分けることとして、回答欄を整理合理化する。

- ③ 「建物の利用現況」について、リモートワークの増加等、働き方の変化を踏まえ、国土交通省の政策担当部局からの把握ニーズがあることから、選択肢として「貸会議室・シェアオフィス（コワーキングスペース等）」を追加する。

また、上記②の変更に伴い、建物が工場敷地にあるか否かの区別をする必要が生じることから、選択肢として「工場」を追加する。

イ これらについては、報告者負担の軽減や利活用ニーズへの対応等の観点から、おおむね適切と考えるが、統計委員会諮問第 107 号の答申（平成 29 年 12 月 19 日付け統計委第 12 号。以下「前回答申」という。）で示された今後の課題（p. 8 参照）も踏まえ、変更によるメリットや利活用上の支障の有無等について確認する必要がある。

ウ 残りの④について、令和 5 年調査における調査票 A の標本設計の概要は、表 1 のとおりである。

表 1 調査票 A の標本設計の概要（下線部は平成 30 年調査からの変更点）

(1) 会社法人（母集団：約 170 万、標本サイズ：約 34 万）	
基本的考え方	法人が所有する土地面積の結果表章（業種別、資本金階級別、都道府県別）について目標精度を設定
抽出方法	以下の法人を全数とし、その他は業種別・資本金階級別に層化抽出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大土地所有法人（平成 30 年調査以降、100 万㎡以上の土地所有を把握した法人）</li> <li>・調査票 B の対象法人（特殊な用途の土地を所有する法人）</li> <li>・資本金 1 億円以上</li> <li>・<u>資本金 1 億円未満の一部業種（農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業）</u></li> </ul>
(2) 会社以外の法人（母集団：約 30 万、標本サイズ：約 15 万）	
基本的考え方	法人が所有する土地面積の結果表章（都道府県別、組織形態別）について目標精度を設定
抽出方法	以下の法人は全数とし、その他は組織形態別に層化抽出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大土地所有法人</li> <li>・<u>調査票 B の調査対象法人</u></li> <li>・学校法人</li> <li>・<u>一部の組織形態（医療法人、各種協同組合のうち農業・林業・漁業協同組合、その他の会社以外の法人）の土地所有法人</u></li> </ul>

会社法人については、平成30年調査では一律で全数を対象とする資本金階級を5,000万円以上としていたが、令和5年調査では、全数対象の資本金階級は1億円以上に範囲を縮小し、1億円未満については比較的広大な土地を事業に使用する業種に絞って全数対象とすることとしている。

また、会社以外の法人については、新たに精度目標を設定し、必要な標本を確保する観点から、一部の組織形態等を全数対象としている。

エ これらの変更については、全体の標本サイズを抑制しつつ、法人の土地保有状況を踏まえて結果精度を高めようとするものであり、おおむね適当と考えるが、平成30年調査からの変更理由や対応の妥当性などについて確認する必要がある。

(論点)

- a 「今後の保有等予定」及び「転換予定」の統合について、平成30年調査結果との比較など利活用上の支障はないか。
- b 「予定時期」の選択肢について、前回諮問時には、5年という期間が土地の流動化を把握する上で適当かとの議論があったが、これも踏まえて、選択肢は適切か。
- c 工場敷地にある延べ床面積が200㎡未満の建物について、敷地ごとから合算回答する方式に変更することにより、利活用上の支障はないか。また、工場敷地にある建物で把握していた「建物の有形固定資産額」を削除することにより、利活用上の支障はないか。
- d 「建物の利用現況」の選択肢の変更は適切か。
- e 標本設計について、全数対象とする層を変更する理由やその効果は何か。また、変更は妥当か。

(3) 調査票Bの変更

(変更内容)

- ・ 法人の名称欄の削除

(審査状況)

ア 標本設計上、調査票Bの配布対象には調査票Aが配布され、「法人の名称」は調査票Aにおいて把握（実際は母集団名簿からプレプリント）することから、調査票Bの法人の名称欄を削除する。

イ これについては、報告者負担の軽減の観点から、適当と考える。

(論点)

特になし

#### (4) 調査票Cの変更

##### (変更内容)

- 従前、本調査の実施年では、年次調査である「土地動態調査」(一般統計調査)の調査事項を、本調査の調査票Cにおいて把握していたが、令和元年に「土地動態調査」に代わり「土地保有・動態調査」(一般統計調査)が新設されたため、同調査の法人票の調査事項を、本調査の調査票Cにおいて把握

##### (審査状況)

ア 平成30年調査では、法人を対象とした年次調査である「土地動態調査」(一般統計調査)の調査事項を、本調査の調査票Cにおいて把握していた。

なお、本調査の実施年は、「土地動態調査」は実施していない。

イ その「土地動態調査」は、令和元年度に、報告者の負担軽減や調査の効率化の観点から「土地保有移動調査」と統合され、法人及び個人を対象とした「土地保有・動態調査」(一般統計調査)が新設された。

「土地保有・動態調査」のうち法人票については、「土地動態調査」と同様に、本調査の実施年は実施しないこととされている。

ウ 本件申請においては、同調査における法人票の調査事項を、本調査の調査票Cにおいて把握する計画であり、これに伴う調査票Cの変更内容は表2のとおりである。

表2 調査票Cの変更内容

項目	平成30年調査	令和5年調査
調査対象の範囲	●資本金1億円以上の会社法人	①資本金5億円以上の会社法人 ②売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主
報告者数	●約30,000法人	①約7,500法人 ②約30,500法人(母集団の大きさ:約100万人)
報告者の選定方法	●全数	①全数 ②無作為抽出
母集団名簿	●事業所母集団データベース(名簿更新のため、土地動態調査、農林業センサス(農林水産省所管の基幹統計調査)及び行政記録情報を補足的に使用)	①事業所母集団データベース(土地保有・動態調査、農林業センサス及び行政記録情報を補足的に使用) ②不動産登記情報(法務省から提供される調査実施年の前年1年間に行われた売買による土地の所有権移転登記に関する情報のうち、売主・買主が法人である取引を基に母集団名簿を作成)
調査事項	●所在都道府県別、購入・売却等した土地の面積、帳簿価格、売買区画数 ●棚卸資産以外・棚卸資産別、1年間に購入・売却等した土地の面積、帳簿価格、売買区画数	●購入・売却した土地の所在地※、面積※、資産区分、土地状況、購入・売却目的(購入・売却各10件)※はプレプリント ●事業用資産・棚卸資産別、1年間に購入・売却した土地面積、帳簿価格、売買区画数

(注) 令和5年調査では、調査対象の範囲によって、報告者の選定方法等が異なる(それぞれ①及び②として記載)が、調査事項は共通である。

エ これについては、「土地動態調査」が「土地保有・動態調査」に変更されたことに伴う変更であり、「土地保有・動態調査」の結果の連続性確保の観点からも、おおむね適当と考えるが、本調査（基幹統計調査）の一部としてではなく、別途「土地保有・動態調査」を一般統計調査として例年どおり実施する方法も考えられることから、本調査の一部として実施する効果や課題等について確認する必要がある。

(論点)

a 一般統計調査として毎年実施されている「土地保有・動態調査」の概要及び実施状況はどのようなものか。

また、本調査の調査票Cにおいて把握するのは「土地保有・動態調査」のうちのどの範囲か。また、調査票Cにおいて把握しない範囲については、どのように取り扱うのか。

b 本調査とは別に、「土地保有・動態調査」を一般統計調査として例年どおり実施する方法も考えられるが、本調査（基幹統計調査）の一部として実施することによる効果は何か。

また、本調査の一部として実施することによる実査上の課題はないか。

(5) 公表期日の変更

- ・ 「保有・動態編」(注)のフロー部分(調査票Cのうち、「売買以外による土地の移動状況」を除く。)の公表を調査実施翌年の9月から同3月に6か月前倒し

(注) 令和5年調査の「保有・動態編」は平成30年調査の「土地動態編」に相当

(審査状況)

ア 平成30年調査では、本調査の全ての調査結果について、調査実施翌年の9月に速報、翌々年の9月に確報を公表していた。

イ その結果、平成30年調査結果(「土地動態編」を含む。)の確報公表時期が、土地保有・動態調査の令和元年結果の公表時期よりも遅くなるという現象が発生したため、本件申請では、「保有・動態編」のフロー部分(調査票Cのうち、「売買以外による土地の移動状況」を除く。)について、土地保有・動態調査の令和5年結果の公表と同時期に公表する計画である。

ウ これについては、例年の土地保有・動態調査の公表スケジュールが維持されることで、ユーザーの利便性向上に資するものであり、おおむね適当と考えるが、全体の集計・公表作業上の支障がないか等について確認する必要がある。

(論点)

本調査の一部について公表時期を前倒しすることによる、全体の集計・公表作業等への影響はないか。また、作業の遅延防止のためにどのような対策を講じることとしているのか。

2 前回答申における「今後の課題」への対応状況

本調査については、前回答申において、以下の検討課題が指摘されている。

(1) 土地の「今後の保有等予定」の選択肢の設定について

- ・ 本調査の調査事項のうち、土地に係る「今後の保有等予定」については、今回の調査結果及び関連項目である「転換予定」の調査結果並びにこれらの事項を用いた分析状況を踏まえ、5年で区切る必要性や、売却について検討していない場合の対応等、選択肢の適切な設定について、次回調査（平成35年（2023年）予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

(審査状況)

本件については、前記1（2）①において検討を行う。

(2) 法人の属性を踏まえた集計の充実について

- ・ 調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、利用ニーズを踏まえつつ、調査事項の更なる追加、又は、法人番号を利用したデータ・リンケージの活用等を、次回調査（平成35年（2023年）予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

(審査状況)

ア 国土交通省は、調査対象法人が外資系か否かの区分で集計することについて、以下のとおり検討している。

- ・ 安全保障あるいは経済安全保障上に関わる土地所有状況の把握について、令和3年6月に重要土地等調査法<sup>(注)</sup>が成立し、必要な情報の把握が行われる。

(注)重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

→ 上記を踏まえ、本調査としては特に新たな調査項目は設定せず、必要に応じて経済センサスなどの他の統計調査とリンケージさせ、特別集計等で対応する。

イ これについては、報告者負担を増加させることなく、ニーズに対応しようとするものであり、おおむね適切と考えるが、国土交通省における検討内容について確認を行った上で、対応の妥当性について審議する必要がある。



(論点)

- a 調査対象である法人が外資系か否かの区分による集計について、統計ユーザーのニーズは把握しているか。把握している場合、その内容はどのようなものか。
- b 重要土地等調査法によりどのような情報が把握できることになるのか。
- c 経済センサスなどとのリンケージにより、具体的にはどのような集計が提供可能となる見込みか。

(3) 土地単位でのパネルデータの作成について

- ・ 土地単位でのパネルデータの作成について、今回調査の結果も活用し、その技術的課題を明確化した上で、追加的に必要とされる行政記録情報等の収集方法も含めて検討し、次回調査（平成35年（2023年）予定）の企画時期までに、取組の方向性に関する一定の結論を得ること。

(審査状況)

ア 国土交通省は、以下のとおり、前回承認時からの議論等を踏まえて、今後の対応方針を提示している。

- ① 総務省の調査研究では、本調査は土地の「所有主体」に対しての「標本調査」であるため、情報の網羅性の点から土地単位でのパネルデータ化は困難とされたが、地番地図データとのマッチングにより、パネルデータ化に向けた活用可能性があると考えられた。
- ② 国土交通省の検討結果では、中長期的な課題として、不動産登記情報の活用とそれに伴う調査体系の見直しが析出された。
- ③ 他方、ベース・レジストリの議論を含めた不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討などが進められており、これらを利用したパネルデータの作成について検討が必要  
→ これらの議論の推移を注視しつつ、パネルデータ作成に係る技術的課題と活用方策の検討、データの利用を念頭に置いた調査の見直しを進める。

イ これについては、総務省及び国土交通省における検討内容について確認を行った上で、今後の対応の方向性の妥当性について審議する必要がある。

(論点)

- a 総務省の調査研究はどのようなものか。調査研究の結果、抽出された技術的課題等は何か。
- b 国土交通省における検討はどのようなものか。検討の結果、抽出された技術的課題等は何か。

c 土地単位でのパネルデータ作成に向けた不動産登記情報の活用について、国土交通省における現在の取組状況はどのようになっているか。

### 3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況

#### (1) 不動産関連統計の改善・体系的整備

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）（以下「基本計画」という。）における不動産関連統計の改善・体系的整備についての検討課題は、以下のとおりとなっている。

項目	具体的な措置、方策	担当府省	実施時期
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	① 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をよりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	令和5年(2023年)法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る
	② 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。

#### (審査状況)

ア 現在、検討が進められている次期基本計画の策定に向けた統計委員会企画部会第2ワーキンググループにおける審議では、上記①及び②についての次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）が示されている。

- ①については、国土交通省における研究会での検討結果を踏まえ、法人土地・建物基本調査（5年周期）の中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合して、新たに土地保有・動態調査（一般統計調査）を実施する対応がなされている。また、法人土地・建物基本調査は、令和4年度に統計委員会への諮問が予定されており、前回答申時に示された課題の取組状況についても、その際にフォローアップが行われることが見込まれる。このため、次期基本計画に特段記載する必要性は乏しいのではないかと見られる。
- ②については、国土交通省内において継続的に研究会が開催されており、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための課題の解決に向けた取組が進められているところ、引き続き不動産登記情報のデジタルデータの整備による

当該情報の活用といった課題も残されていることから、これらについて次期基本計画に記載してはどうか。

<基本的な考え方>

- 国土交通省は、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。

【国土交通省；令和5年度(2023年度)から実施する。】

イ 上記も踏まえ、①及び②に係る対応・検討状況について確認する必要がある。

(論点)

- a 基本計画の検討課題における「フローとストックの情報を地域別に把握すること」について、現在、具体的にどのような地域別の集計が行われているのか。
- b 土地基本調査の作成方法の充実に向けて、前記2(3)の取組も含め、今後、どのような点について検討を行うのか。

## (2) 行政記録情報等の活用

基本計画においては、統計調査の実実施計画を策定するに当たって、活用可能な行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することとされている。

本調査においては、令和5年調査において、都道府県が所有する「森林簿」を活用する方向で具体策を引き続き検討している。

(審査状況)

ア 国土交通省では、具体的な活用方法としては、将来的な「回答の代替」も念頭に、まず、令和5年調査において「審査」への活用を検討している。

イ また、「標本設計」にも活用する方向で、令和4年度に具体策を検討し、全都道府県から森林簿データを収集するとしている。

(論点)

- a これまでの検討では、「森林簿」以外にどのような行政記録情報等の活用を検討したのか。また、検討したものの活用を見送った理由は何か。
- b 令和5年調査では、森林簿を「標本設計」及び「審査」において活用するとのことだが、具体的にはどのような活用方法を想定しているのか。
- c 森林簿の活用に向けた具体策の検討状況はどのようになっているか。検討の途上で明らかになった課題等はあるか。

(別添) 不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究報告書  
(平成 31 年 3 月 総務省統計委員会担当室) (抜粋)

**(3) 国土交通省「法人土地・建物基本調査」の調査票情報とのマッチング可能性の検討**

「法人土地・建物基本調査」の土地・建物に関する情報と「地番地図データ」の土地の形状データをマッチングすることで、法人の所有する不動産（土地・建物）の所有形態・利用状況等の空間的・地理的分布の可視化・分析の可能性の検討を行った。

**1) 「法人土地・建物基本調査」と「GEOSPACE 地番地図」のマッチングの検討**

法人土地・建物基本調査と地番地図データについて、以下の3段階のマッチングを行った。

**表 6-1-6 マッチングの手順**

1 次マッチング	地番情報を用いたレコードマッチング
2 次マッチング	住居情報を用いたレコードマッチング+多角形の重ね合わせによる図形マッチング
3 次マッチング	ジオコーディング+包含関係による図形マッチング

1 次マッチングから 3 次マッチングまでのマッチング結果を表 6-1-7 にまとめた。

5 地区平均で見ると、1 次マッチングで約 52%であったマッチング率は、2 次マッチングで約 77%、3 次マッチングで約 85%と徐々に向上した。

**表 6-1-7 マッチング結果のまとめ**

	港区		新宿区		台東区		世田谷区		八王子市		5 地区 平均 マッチ 率
	マッ チ数	マッ チ率	マッ チ数	マッ チ率	マッ チ数	マッ チ率	マッ チ数	マッ チ率	マッ チ数	マッ チ率	
1 次マッチング	2,352	61%	1,816	52%	1,269	66%	1,857	57%	558	25%	52%
2 次マッチング	3,355	87%	2,397	69%	1,648	86%	2,705	84%	1,303	58%	77%
3 次マッチング	3,554	92%	2,672	77%	1,760	92%	2,854	89%	1,722	76%	85%

**2) 「法人土地・建物基本調査」と「GEOSPACE 地番地図」のマッチング結果の可視化**

法人土地・建物基本調査の調査票情報と地番地図データのマッチング結果を地図上に表示することで、法人土地・建物の利用状況や資産額単価の空間的な分布状況を把握することができるとともに、これらの関連性を視覚的に把握することも可能となる。

**3) パネルデータ化に向けた「法人土地・建物基本調査」の調査票情報の活用可能性に関する考察**

法人土地・建物基本調査は、各調査年に都度サンプル調査を行っており、調査の対象となる法人の時系列的な連続性が確保されているわけではないことに加えて、調査の対象となった法人が保有する土地に関して調査を行っているため、法人が保有する全ての土地を網羅した個別不動産についてのパネルデータ化は困難である。

一方で、法人土地・建物基本調査の調査票情報と地番地図データのマッチングについて、3 次マッチングまで検討した結果、法人土地・建物基本調査の調査票情報と電子地図を用いた建物ポリゴンデータのマッチング率が一定程度確保できることが確認できた。

今回のマッチング結果により、情報の付加という観点で、今後のパネルデータ化に向けて法人土地・建物基本調査の調査票情報の活用可能性はあるものと考えられる。